


所管部課	総務部文書課	部長	北田和雄		
件名	東大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正趣旨 「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」により、個人情報保護条例について、改正行政不服審査法と整合するための改正をしたほか、従前の情報公開・個人情報保護審査会による審査を継続するための改正をした。これに伴い、施行規則の一部改正を行うものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 ア 情報公開・個人情報保護審査会が行う、資料の閲覧・写しの交付に係る様式（請求書・意見照会書等）の整備 イ 教示文の改正 ウ 用語の改正（法・条例の改正に整合させるため。）</p> <p>(3) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 審査会の手続規定を整備することにより、手続の明確性の向上に資する。また、教示文の改正は、審査請求をしようとする者の利便性の向上に資する。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成26年6月 行政不服審査法（全部改正）の成立 平成28年2月 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の成立 （以上の法律・条例の施行日は、平成28年4月1日） 平成28年3月 規則改正案につき文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議の審議後、速やかに改正手続を進める。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。